主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意(後記)は、単なる事実誤認の主張に帰するから刑訴四〇 五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものと は認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	沢	田	竹	治郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	流	藤	悠	輔